

平成24年11月

記者発表配付資料

- 平成24年11月高知県議会臨時会提出予定案件概要
- 平成24年11月高知県議会臨時会に提出予定の条例その他議案説明

平成24年11月高知県議会臨時会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 2件

 条例その他議案 ----- 2件

 1 条例その他議案 ----- 2件

 条例議案 ----- 2件

第 1 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

平成24年11月高知県議会臨時会に提出予定の条例その他議案説明

第 1 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするもの

第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教育政策課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするもの

《条例議案の概要》

第1号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 年間支給月数の引下げ

一般職の職員の期末・勤勉手当の引下げ割合に応じた改定
期末手当の年間支給月数を0.05月分引下げ(2.95月分→2.90月分)

$$\left[\begin{array}{l} \text{現行の支給月数 (2.95 月)} \times \frac{\text{改定後の一般職の支給月数 (3.85 月)}}{\text{現行の一般職の支給月数 (3.90 月)}} = 2.90 \text{ 月} \end{array} \right]$$

(2) 平成24年12月の支給月数

引下げ後の年間支給月数から支給済みの6月分を差引き

$$\left[2.90 \text{ 月} - 1.40 \text{ 月 (平成24年6月支給済分)} = 1.50 \text{ 月} \right]$$

(3) 平成25年度以降の支給月数

一般職の職員の平成24年度の改定状況に応じて改定

$$\left[\begin{array}{l} \text{6月の現行の支給} \times \frac{\text{改定後の一般職の支給月数 (1.85 月)}}{\text{現行の一般職の支給月数 (1.875 月)}} = 1.40 \text{ 月} \\ \text{月数 (1.40 月)} \\ \text{12月の現行の支給} \times \frac{\text{改定後の一般職の支給月数 (2.00 月)}}{\text{現行の一般職の支給月数 (2.025 月)}} = 1.50 \text{ 月} \\ \text{月数 (1.55 月)} \end{array} \right] \text{ 計 2.90 月}$$

<参考>

区分	6月	12月	合計
現行	1.40	1.55	2.95
改正後	1.40	<u>1.50</u>	<u>2.90</u>

3 施行期日

この条例中平成24年12月期の期末手当に係るものは平成24年12月1日から、平成25年度以降の期末手当に係るものは平成25年4月1日から施行する。

《条例議案の概要》

第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給月数の改定

ア 一般職員の年間支給月数を3.90月から3.85月とする。(▲0.05月)

区分		6月		12月		合計	
現行		期末手当	1.225	期末手当	1.375	期末手当	2.600
		勤勉手当	0.650	勤勉手当	0.650	勤勉手当	1.300
		計	1.875	計	2.025	計	3.900
改正後	平成24年度	期末手当	1.225	期末手当	<u>1.325</u>	期末手当	<u>2.550</u>
		勤勉手当	0.650	勤勉手当	0.650	勤勉手当	1.300
		計	1.875	計	<u>1.975</u>	計	<u>3.850</u>
改正後	平成25年度以降	期末手当	<u>1.200</u>	期末手当	<u>1.350</u>	期末手当	<u>2.550</u>
		勤勉手当	0.650	勤勉手当	0.650	勤勉手当	1.300
		計	<u>1.850</u>	計	<u>2.000</u>	計	<u>3.850</u>

(注) 特定幹部職員に係る各支給月の勤勉手当の支給月数は、それぞれ期末手当から0.2月を振り替えたものである。

イ 再任用職員の年間支給月数を2.05月から2.025月とする。(▲0.025月)

区分		6月		12月		合計	
現行		期末手当	0.650	期末手当	0.750	期末手当	1.400
		勤勉手当	0.325	勤勉手当	0.325	勤勉手当	0.650
		計	0.975	計	1.075	計	2.050
改正後	平成24年度	期末手当	0.650	期末手当	<u>0.725</u>	期末手当	<u>1.375</u>
		勤勉手当	0.325	勤勉手当	0.325	勤勉手当	0.650
		計	0.975	計	<u>1.050</u>	計	<u>2.025</u>
改正後	平成25年度以降	期末手当	<u>0.640</u>	期末手当	<u>0.735</u>	期末手当	<u>1.375</u>
		勤勉手当	0.325	勤勉手当	0.325	勤勉手当	0.650
		計	<u>0.965</u>	計	<u>1.060</u>	計	<u>2.025</u>

(注) 特定幹部職員に係る各支給月の勤勉手当の支給月数は、それぞれ期末手当から0.1月を振り替えたものである。

- ウ 特定任期付職員及び任期付研究員の年間支給月数を2.95月から2.91月とする。
(▲0.04月)

区分		6月	12月	合計
現行		期末手当 1.400	期末手当 1.550	期末手当 2.950
改正後	平成24年度	期末手当 1.400	期末手当 <u>1.510</u>	期末手当 <u>2.910</u>
	平成25年度以降	期末手当 <u>1.380</u>	期末手当 <u>1.530</u>	期末手当 <u>2.910</u>

3 施行期日

この条例中平成24年12月期の期末手当に係るものは平成24年12月1日から、平成25年度以降の期末手当に係るものは平成25年4月1日から施行する。